

消費者委員会の活動に関する意見

日本弁護士連合消費者問題対策委員会

副委員長 大迫恵美子

この意見は、日本弁護士連合会の機関決定を経ていないので、個人として述べるものとする。

1 今までの活動に対する評価

- ・ 全体のまとめとしては、まだまだ期待に応えてもらえていない、との評価をせざるを得ない。
- ・ 消費者基本計画の策定のように、丁寧に意見を聞き取りまとめられた労作もあるが、全般的には、成果が目に見えない、十分でないとの印象が残る。

もっとも、こうした印象は、実は、本来消費者委員会と手を携えて消費者行政を担うべき消費者庁が、機能不全状態ともいうべき状態にあることに由来するも思われ、消費者委員会だけにマイナスの評価をするのは不公平といわれるかも知れない。おそらく、消費者庁が、各行政機関に対し、司令塔としての役割を十分果たして消費者行政を進めていく姿勢になっているなら、消費者委員会は、そうした消費者庁の活動を監視し、必要な提言をし不足を補うことで、それぞれが十分に役割を果たして、消費者行政が進んでいく、ということになるのだと思われる。然るに、現在は消費者庁の活動がほとんど見えない状況であるため、どうしても、消費者委員会が、消費者庁だけでなく、他の行政機関に対する監視機能も発揮することが期待され、その成果を求められる立場になっているという、当初の予想を超えた役割が課されている点にも問題があるものと思われる。

- ・ その消費者庁に対する監視機能も、国民生活センターの統合問題に象徴されるように、消費者庁が消費者委員会の意見を聞く、尊重するという姿勢に乏しいように思われ、消費者委員会の監視機能はほとんど果たされていないと評価される。むしろ、この点に関していえば、消費者委員会の提言を、消費者庁以外の他の行政機関、例えば金融庁などの方が尊重しているようにみえるくらい

である。今後は、この消費者委員会と消費者庁との正常な関係性の構築が重要な課題になるものと思われる。

- ・ その他、消費者委員会の監視機能の発現としては、当初、消費者被害の中でも被害数はずば抜けて多い、取引被害の分野について、手つかずとの印象が強かった。その後未公開株の建議を皮切りに多少の改善の方向性が見えたか、と思われる。しかし、まだまだその活動は十分とは言い難く、今後も感度を上げて、的確に、適時、被害撲滅のために各省庁に働きかけを行ってほしい。

2 今後の活動に関する注文

- ・ 消費者委員会には消費者庁を適切に監視することで、消費者庁の本来の消費者行政機能を引き出すことが求められる。現在、消費者庁の活動状況は到底正常なものとは評価するには足りないと思う。こうした異常事態にある消費者庁を監視し、適宜意見を述べるなどして、適正な消費者行政に導くのが、最も消費者委員会に求められる機能ではないかと思われる。
- ・ 消費者からみて、感度のよい、意見、建議が今後も一層求められる。何よりも消費者問題の現場を知るもの、机上の空論ではなく、実際に必要とされる政策を打ち出すことが求められていることを忘れないで欲しい。
- ・ 消費者委員会の構成には、消費者問題の現場を知り、かつ法律論に十分対応出来る人材を多く確保すべきである。消費者庁の活動に関する議論も、法解釈・法改正に関する研究・提言等もすべて法律論が前提である。しかし、観念論だけでは、実際の消費者被害には対応しきれない。こうした人材を求めるとなると、弁護士をもっと多く委員会の構成メンバーにすべきである。

当初、取引被害に興味を示さないなど、消費者委員会の活動に多少の失望感も抱かせられたが、その後、多少、委員の顔ぶれに変更もあり、次第次第に消費者委員会の活動に現場の感覚を反映したものが散見されるようになってきた。勝手ながら、弁護士委員が1名から2名になったことの意味が大きいのではないかと推測している。こうした実績も踏まえ、消費者委員の選任には、今後も複数の弁護士を加えるよう、強く求めたい。

以上